

○大津市社会福祉審議会規則

平成 21 年 2 月 17 日

規則第 48 号

改正 平成 25 年 6 月 24 日規則第 76 号

平成 26 年 9 月 24 日規則第 119 号

平成 28 年 1 月 21 日規則第 107 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 19 号

令和 5 年 4 月 1 日規則第 32 号

令和 5 年 10 月 2 日規則第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市社会福祉審議会条例（平成 20 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（平 25 規則 76 ・ 平 26 規則 119 ・ 一部改正）

(専門分科会の設置等)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により設置する専門分科会及び当該専門分科会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要に応じ、臨時に、同項各号に掲げる以外の専門分科会を設置することができる。

3 法第 11 条第 1 項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

4 法第 12 条第 2 項において準用する法第 11 条第 1 項の規定により設置する児童福祉専門分科会においては、法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項（条例第 2 条第 2 項の規定により当該事項に含むものとされる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含む。）に加え、母子福祉及び母子保健に関する事項を調査審議する。

(平25規則76・平26規則119・平28規則107・令5規則32・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によって定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門分科会に属する委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平26規則119・追加、令5規則73・一部改正)

(専門分科会の会議等)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26規則119・旧第3条繰下・一部改正)

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

- 2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(平26規則119・旧第4条繰下)

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮詢を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができます

る。

(平26規則119・旧第5条繰下)

(審査部会の名称及び調査審議事項)

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
- (2) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消しに関する事項

3 第1項に規定するもののほか、児童福祉専門分科会に次に掲げる審査部会を置く。

- (1) 児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会
- (2) 児童福祉専門分科会こどもの人権を尊重するための保育審査部会

4 前項の審査部会は、次の各号に掲げる審査部会の区分に応じ、当該各号に定める事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会 次に掲げる事項
 - ア 家庭的保育事業等の認可に関する事項
 - イ 保育所の設置の認可に関する事項
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
 - エ 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあっては、分科会長が必要と認めるものに限る。）に関する事項

- (2) 児童福祉専門分科会こどもの人権を尊重するための保育審査部会 市立の保育所、認定こども園及び幼稚園等における児童の人権を尊重した保育を実施するための本市の取組に係る検証等に関する事項

(平26規則119・追加、令5規則32・令5規則73・一部改正)

(審査部会の委員等)

第8条 審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会長が指名する。

- 2 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 4 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、審査部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 審査部会に属する委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平26規則119・旧第7条繰下・一部改正、令5規則73・一部改正)

(審査部会の会議等)

第9条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査部会の会議は、審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査部会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26規則119・旧第8条繰下)

第10条 審査部会は、審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

- 2 審査部会は、前項の規定により指定する事項ごとに、当該事項に係る書面による決議に参加する委員及び臨時委員を指定することができる。
- 3 第1項の規定による決議は、その審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数（前項の規定により決議に参加する委員及び臨時委員を指定したときは、その指定された委員及び臨時委員の過半数）で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(平26規則119・旧第9条繰下)

第11条 審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会に限る。）は、身体障害者の障害程度の審査については、当該審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致により、あらかじめ障害の種別ごとに当該審査を行う委員及び臨時委員を指定することができる。

- 2 前項の場合においては、指定された委員及び臨時委員が決した内容をもって審査部会の決議とする。

(平31規則19・追加)

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について審

議会が諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(平26規則119・旧第10条繰下、平31規則19・旧第11条繰下)

(その他)

第13条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平26規則119・旧第11条繰下、平31規則19・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第119号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月2日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。